

豊中市体育施設 共同利用補助制度 利用の手引き

豊中市 都市活力部 スポーツ振興課

令和8年9月1日施行

この手引きの内容

目次

01	制度の目的・利用の流れ	3
02	利用できる団体・活動	4
03	対象施設・料金・回数	5
04	申込み前の準備	6
05	オーパスの利用者登録	7～8
06	施設の予約	9
07	補助制度の電子申込み	10
08	審査・通知・利用当日	11
09	変更・中止・取消し	12
10	利用回数・対象外の取扱い	13～14
11	よくある質問	15～16

最初に確認する3つの手続

1

利用者登録

※未登録の団体のみ

2

施設を予約

オーパスで予約・確定

3

制度を申込み

予約確定後に電子申込み

制度の目的と利用までの流れ

- ・学校再編等により活動場所の減少が見込まれる中、対象団体が合同練習などを通じて活動機会を確保し、地域でのスポーツ活動を継続できるよう支援する制度です。
- ・制度の適用を受けた共同利用は、1団体につき年度内12回まで、対象となる体育施設を無料で利用できます。ただし、対象外の附属設備や駐車料金などは、団体負担となる場合があります。

制度のしくみ

登録団体 A

+

登録団体 B



同じ施設・利用区分・
時間帯で合同練習など
を実施

※市が負担するもの： 施設使用料、対象となる附属設備・夜間照明料

申込みから利用まで

1

オーパス登録

未登録の場合は、必要書類を入手し、金融機関で手続後、体育施設窓口へ提出



2

施設を予約

豊中市スポーツ施設情報システム（オーパス）で、施設を予約



3

制度を申込み

予約確定後、利用日の5開庁日前までに代表団体が電子申込み



4

市が審査・通知

対象団体・活動・施設・回数を確認し、適用又は不適用をメールで通知



5

共同利用・当日確認

適用通知書を確認後、当日共同利用を行う

利用できる団体・活動

共同利用するすべての団体が、対象要件を満たす必要があります。

利用できる団体

登録

豊中市立庄内さくら学園 又は 豊中市立庄内よつば学園に係る学校体育施設
開放運営委員会の登録団体

共同

2団体以上が、同じ施設・利用区分・時間帯を一緒に利用

代表

参加団体のうち1団体が代表して、「施設予約」と「制度の電子申込み」を行う

対象になる利用・対象にならない利用

対象になる利用

- 2団体以上で行う合同練習
- 同じ施設・利用区分・時間帯
- 団体に貸切利用（専用使用）する活動
- 実際にスポーツを行う利用

対象にならない利用

- 大会・リーグ戦などの対外試合
- 会議・打合せ・説明会だけの利用
- 個人利用・トレーニング室
- 1団体だけの利用

対象施設・料金・利用回数

対象施設の使用料などを市が負担します。利用回数には団体ごとの上限があります。

対象となる12施設

<屋内施設>

- 豊中市立豊島体育館
- 豊中市立柴原体育館
- 豊中市立庄内体育館
- 豊中市立千里体育館
- 豊中市立高川スポーツルーム
- 豊中市立武道館ひびき

<屋外施設>

- 豊中市立大門公園野球場
- 豊中市立豊島公園野球場
- 豊中市立千里北町公園野球場
- 豊中市立ふれあい緑地少年野球場
- 豊中市立グリーンスポーツセンター
- 豊中市立ふれあい緑地球技場

※二ノ切少年球技場は施設使用料が無料のため、本制度の対象外です。利用する場合は、通常どおりオーパス等による施設予約を行ってください。

市が負担する料金と利用回数

対象となる料金

- 施設使用料
- 対象となる附属設備
- 対象となる夜間照明料

※豊島公園野球場は4分の3点灯・2分の1点灯が対象です。全点灯は対象外です。グリーンスポーツセンターの夜間照明も対象です。

年度内の利用上限

12回

参加した各団体に1回ずつ加算します。
1団体でも13回目になる場合は、その共同利用全体が対象外です。

※利用回数の詳しい数え方は13ページをご覧ください。

申込み前の準備

利用者登録・施設予約・制度申込みは、それぞれ別の手続です。

申込みに必要な3つの手続

① 利用者登録 オープスを使うための登録

未登録の団体のみ

② 施設予約 オープスで施設を予約・確定

豊中市スポーツ施設情報システム（オープンパス）

③ 制度申込み 市の負担を受けるための電子申込み

豊中市電子申込システム

申込み前に確認すること

☐

共同利用するすべての団体が登録団体

☐

代表して手続する団体を決定

☐

オープンパスで施設予約が確定

☐

利用区分・時間・活動内容を確認

☐

利用日の5開庁日前まで

☐

各参加団体が年度内12回以内

補助制度の申込みは、施設予約が確定した後に行ってください。

オーパス団体登録の流れ

未登録の団体は、施設予約の前に利用者登録が必要です。

必要書類の入手から登録まで

1

申込書類を入手

市ホームページからダウンロードするか、体育施設窓口又はスポーツ振興課で入手

2

取扱金融機関で手続

「豊中市体育施設使用料預金口座振替依頼書兼変更・廃止届」、通帳、届出印等を持参

3

窓口へ提出・カード受取

金融機関手続済みの申込者控と申込書類等必要書類を体育施設受付窓口へ提出し、その場でオーパスカードを受け取る

4

利用を開始する

オーパスへログインし、施設の予約を行う

※利用者登録の受付は体育施設受付窓口のみです。
スポーツ振興課や郵送では受け付けていません。

オーパス登録に必要なもの

必要書類の入手場所と、金融機関・体育施設窓口へ持参するものを確認してください。

申込書類は、市ホームページからダウンロードするか、体育施設窓口又はスポーツ振興課で入手できます。

金融機関へ持参するもの

- 豊中市体育施設使用料預金口座振替依頼書兼変更・廃止届
- 預金通帳
- 金融機関届出印など

※取扱金融機関：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、北おおさか信用金庫

体育施設窓口へ提出するもの

- 利用者登録申込書兼利用者登録変更・廃止届
- 金融機関手続済みの申込者控
- 団体登録構成員名簿
- 本人確認書類など
- 代理人の場合は委任状

書類配布・登録受付窓口／取扱金融機関

屋内施設の受付窓口

武道館ひびき、豊島・柴原・庄内・千里の各体育館、高川スポーツルーム、二ノ切温水プール

屋外施設の受付窓口

豊島公園野球場、ふれあい緑地庭球場、野畑庭球場、グリーンスポーツセンター庭球場

OPAS利用者登録の詳しい案内・申込様式はこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/sports/shisetsu/newopas.html



QRコード

施設を予約する

豊中市スポーツ施設情報システム（オーパス）で予約します。

施設予約の手順



※当選した場合は、12日から16日までに必ず確定操作をしてください。操作しないと当選は無効になります。

申込時期の目安

屋外施設

【利用1か月前】

- ・抽選申込：1日～10日
- ・結果確認・確定：12日～16日

屋内施設

【利用3か月前】

- ・抽選申込：1日～10日
- ・結果確認・確定：12日～16日

当選後に必ず行うこと

① 予約確定操作

12日～16日に必ず確定操作。操作しないと当選は無効です。

② 補助制度を申込み

予約が確定した後に電子申込み。抽選中・落選時は申込みません。

補助制度の利用を中止する場合は、オーパスで取消操作をする前にスポーツ振興課へ連絡してください。

補助制度を電子申込みする

施設の予約確定後、代表団体が豊中市電子申込システムから申し込みます。

電子申込フォームに入力する内容

団体 代表団体名・代表者・担当者・連絡先

参加団体 共同利用するすべての団体名

予約内容 施設・利用区分・利用日・時間

活動内容 種目・具体的な活動内容・合同練習などの区分

申込み期限：利用日の5開庁日前まで

申込ページ

電子申込フォームはこちら

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12290



QRコード

受付完了メールだけでは、まだ制度を利用できません。市の審査後に届く「適用通知書」を確認してください。

申込み後の審査・通知・利用当日

申込内容を市が審査した後、制度を利用できる場合は「適用通知書」を、利用できない場合は「不適用通知書」を、電子申込み時に入力したメールアドレスへ送付します。

市が確認する内容

- ✓ 参加団体の登録状況
- ✓ 対象12施設か
- ✓ 団体に貸切利用するか
- ✓ 合同練習などの活動か
- ✓ 各団体が年度内12回以内か

利用当日の流れ

- 1 施設窓口で団体名などを確認
- 2 申込内容どおりに共同利用
- 3 施設職員の窓口・巡回確認に協力

申込内容と違う利用、虚偽、不正、要件を満たさない利用が確認された場合は、適用決定を取り消します。

変更・中止・取消し

申込み内容の変更や利用中止がある場合は、電子申込システムで操作せず、市へ連絡してください。

変更・中止がある場合

- 利用日・時間・利用区分を変更したい
- 参加団体が変わる・団体が欠ける
- 利用を中止する
- 予約を取り消す必要が生じた
- 申込内容に誤りがあった

変更・中止の連絡は、記録が残るメールを基本としてください。
Email : suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

適用決定の取消し・使用料相当額の返還

- 1 申込内容に虚偽その他の不正が判明した
- 2 要綱の要件を満たしていないことが判明した
- 3 申込内容と異なる利用が確認された

不正などにより取消しとなった場合は、市がすでに負担した施設使用料相当額を団体に返還していただきます。

利用回数の数え方

制度の「1回」は、条例・規則で定める1つの使用区分（予約・使用承認の単位）ごとに数えます。

基本ルール

参加団体ごとに1回

A団体とB団体が一緒に利用した場合、
A・Bの両方に1回ずつ加算します。

使用区分ごとに1回

同じ日に続けて利用しても、予約・使用
承認が2つに分かれる場合は2回と数え
ます。

具体例

A + Bで1つの使用区分

A・Bに1回ずつ

対象

Aが12回目、Cが5回目

Aは12回目、Cは5回目

対象

Aが13回目、Cが5回目

Aが上限超過

対象外

**例：野球場を午前・午後の2区分
で連続予約**

使用承認が2つのため、参加した各団体に
2回ずつ加算

2回

共同利用に参加する団体のうち、1団体でも13回目になる団体が含まれる場合は、その共同
利用全体が補助対象外です。

変更・中止・補助対象外となった場合

通常の施設予約の取消しと、審査の結果、補助制度を利用できない場合の取扱いは異なります。

申込後に変更・中止がある場合

共同利用補助制度の申込みは、電子申込システム上で変更・削除できません。利用日、時間、施設、参加団体、活動内容の変更や中止がある場合は、スポーツ振興課へメールで連絡してください。

施設予約のキャンセル料

通常の変更・取消し

自己都合による通常の施設予約の変更・取消しは、施設のルールに従い、キャンセル料は利用者負担です。適用決定後の自己都合による中止は、制度の利用回数に算入します。

補助制度を利用できない場合

審査の結果、補助制度を利用できず施設利用を取りやめる場合に限り、市が必要な処理を行います。**利用者自身でオーパスの取消操作をしないでください。**

連絡するときに伝えること

代表団体名・担当者名

利用日・施設・利用区分・時間

オーパスの利用者番号

変更・中止の内容

連絡先電話番号

Email : suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

よくある質問 ①

Q1 オープスで予約すれば、補助制度の申込みは完了ですか？

A 完了ではありません。予約確定後、代表団体が補助制度の電子申込みを行ってください。

Q2 受付完了メールが届けば、制度を利用できますか？

A まだ利用できません。市の審査後に届く「適用通知書」を確認してください。

Q3 1団体だけの利用でも対象ですか？

A 対象外です。2団体以上の対象団体が、同じ施設・利用区分・時間帯で利用する必要があります。

Q4 夜間照明料は対象ですか？

A 豊島公園野球場の4分の3点灯・2分の1点灯と、グリーンスポーツセンターの夜間照明が対象です。豊島公園野球場の全点灯は対象外です。

Q5 3団体以上で一緒に利用できますか？

A 利用できます。代表団体が参加するすべての団体名を電子申込フォームに入力してください。

Q6 体育館の競技場を全日（9時から21時まで）利用する場合、利用回数は何回ですか？

A 3回です。①午前9時～12時、②午後13時～17時、③夜間18時～21時の3使用区分として数えます。

Q7 高川スポーツルームの多目的室や千里体育館の会議室などは対象外ですか？

A 施設・利用区分の名称だけで対象外とは判断しません。貸切で実際にスポーツ活動を行う場合は審査の対象です。

よくある質問 ②・最終チェック

Q8 利用回数はどの団体に数えられますか？

A 代表団体だけでなく、参加した各団体に1回ずつ数えます。各団体、年度内12回までです。

Q9 申込後に参加団体や利用時間を変更できますか？

A 電子申込システム上では変更・削除できません。変更がある場合は、お手数ですが、メールでスポーツ振興課へご連絡ください。

Q10 施設のキャンセル料は市が負担しますか？

A 通常の変更・取消しに伴うキャンセル料は利用者負担です。また、適用決定後に自己都合で中止した場合は、制度の利用回数に算入します。審査の結果、不適用となり利用を取りやめる場合は、市が必要な処理を行います。

申込み前の最終チェック

☐ 参加するすべての団体が対象団体

☐ 代表団体を決めた

☐ オープスで施設予約が確定

☐ 同じ施設・利用区分・時間帯で共同利用

☐ 利用日の5開庁日前まで

☐ 各団体の回数が年度内12回以内

問合せ先

豊中市 都市活力部 スポーツ振興課

TEL : 06-6858-3309

Email : suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

制度について

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/sports/support_sports/sakurayotsuba_hojo.html



QRコード